

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

愛荘町地域防災計画（以下「町防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町防災会議が作成する計画であり、防災上必要となる諸計画について、愛荘町（以下「町」という。）、滋賀県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の役割を明らかにして災害対応体制を整備することにより、町の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

1 方針

この計画は、災害の発生時に、被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するものとする。

近年の気象状況、社会情勢の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき、「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧・復興」の各段階において、町、県、国、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとるために必要となる事項を定めるものとする。

(1) 災害に強いまちづくり

災害への対策として、従来からの治水治山を含む町土保全事業、主要交通・通信機能の強化、公共施設・ライフラインの安全性確保、その他まちづくりにおける防災関連事業の方策を定めて、その計画的な推進を図る。また、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい災害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 自助、共助、公助による防災体制の推進

自助・共助の考え方に基づく防災思想、防災知識の普及、自主防災組織の育成、防災訓練の実施、災害ボランティア活動のための環境整備、企業防災の促進を図る。

特に減災の考え方に基づく防災対策の推進が必要であり、そのための町民運動を展開する。

(3) 要配慮者への支援、多様な視点による対応

少子高齢化、人口の偏在、隣保精神の衰退、グローバリゼーション等の社会情勢の変化を踏まえ、要配慮者（高齢者、障がい者等）の多様なニーズに対する支援の充実を図る。また、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した体制の整備に努める。

(4) 防災関係機関相互の協力体制の推進

災害時の確実な情報収集・伝達・共有を可能とする防災関係機関の体制を整備し、大規模災害に際しての応急活動ならびに復旧・復興活動における広域応援協力体制の確立を図る。

(5) 警戒避難体制の整備

災害が発生した場合に、住民等の迅速かつ円滑な避難が可能となるよう警戒避難情報の伝達方法と避難体制の充実を図る。

(6) 防災拠点施設の整備および物資の整備・備蓄

町および各機関は、災害が発生した場合に、円滑な防災活動が遂行できるよう、防災拠点施設等の整備および物資の備蓄を図る。

(7) 関係法令の遵守

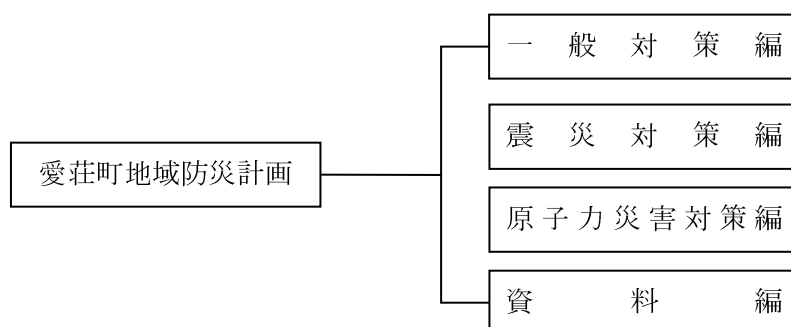
町、県、国、その他の防災関係機関等はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法の目的、内容等を理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講ずるために、防災関連マニュアルを整備し、維持更新に努める。

第3節 計画の内容

1 計画の構成

この計画は、災害の範囲を考慮し、その構成を次の3編とする。

- (1) 一般対策編（主に風水害、事故災害を対象とする。）
- (2) 震災対策編（地震災害を対象とする。）
- (3) 原子力災害対策編（原子力災害を対象とする。）
- (4) 資料編



本編は、町防災計画の震災対策編（以下「町防災計画（震災編）」という。）であり、一般対策編（以下「町防災計画（一般編）」という。）、原子力災害対策編および資料編は、別冊として作成する。

また、この町防災計画（震災編）の第5部は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第1項の規定に基づき、次の事項を定めて、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）についての南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「地震防災対策推進計画」という。）と位置づけ策定する。

- ①南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成の期間
- ②南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ③関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項
- ④その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で政令で定められるもの

2 町防災計画（震災編）の性格

この町防災計画（震災編）は、災害予防計画、災害応急対策計画および災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その趣旨は次のとおりである。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するために行う事務、または業務についての計画

で、防災施設の新設または改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものとする。

- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、または応急的救助を行うなど、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものとする。
- (3) 災害復旧計画は、災害の発生後、被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。
- (4) 地震防災対策推進計画は、前記の通り、南海トラフ地震防災対策推進計画として定めるものとする。

3 町防災計画（震災編）で扱う災害の範囲

町防災計画（震災編）で扱う災害の範囲は、次のとおりである。なお、一般対策編、原子力災害対策編で扱う災害も含め、複数の災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- (1) 地震災害
- (2) その他、地震に関連した大規模な火災等

第4節 計画の修正

町防災計画（震災編）も町防災計画（一般編）と同様に、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年（4月1日現在）検討の必要がある場合は、これを速やかに修正する。

したがって、防災関係機関は、毎年、愛荘町防災会議が指定する期日までに（緊急を要するものはその都度）自己の所管する事項について検討を加え、計画修正案を愛荘町防災会議（事務局：愛荘町くらし安全環境課）に提出する。

第5節 他の計画との関係

この計画は、町における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。したがって、町における防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画、滋賀県地域防災計画はもとより、この計画と矛盾し、または抵触するものであってはならない。また、国土強靱化に関する取り組みについては、愛荘町国土強靱化地域計画を指針として、本計画を定めるものとする。

1 滋賀県地域防災計画（震災対策編）との関係

町防災計画（震災編）は、県が計画・実施する地震防災業務と矛盾・抵触しないように、滋賀県地域防災計画（震災対策編）（以下「県防災計画（震災編）」という。）を基準として、県防災計画（震災編）の範囲内において策定しなければならない。

したがって、町防災計画（震災編）は、町が実施した防災アセスメントおよびその他の調査等により明らかになった地域特性や、町および防災関係機関の責任分担等の修正を加える一方、共通する部分については、そのまま県計画を準用する。

2 愛荘町総合計画との関係

愛荘町総合計画における防災の位置づけは、町防災計画（一般対策編）5頁に記載のとおりで、関係性については下記のとおりである。

- (1) 愛荘町総合計画のうち、地震防災に関連する施策を独自の体系からより詳細にまとめたものが本計画である。
- (2) 愛荘町総合計画は、町が展開する施策の計画であるのに対し、町防災計画（震災編）は、町および防災関係機関そして町民をもその対象とした計画である。

第6節 計画の習熟

町および各防災関係機関は、日頃から、学習、訓練、研究、その他の方法により、この町防災計画（震災編）の習熟に努めなければならない。

第7節 防災関係機関の協力体制

1 各機関の協力関係

- (1) 愛荘町防災会議を構成する各機関は、町の防災に関し相互に協力する。
- (2) 愛荘町防災会議会長は、災害に際して、応急対策の実施上必要があると認めるときは、防災関係機関に対し、町本部へ連絡員の派遣を求めることができる。

2 資料交換等

各防災関係機関は、災害対策の相互協力を計画的かつ円滑に推進するため、随時必要な資料の交換を行うものとする。

第8節 用語

本計画において、次の用語は以下のように省略して呼ぶ。

用語	本計画中での略称
愛荘町地域防災計画	町防災計画
愛荘町地域防災計画（一般対策編）	町防災計画（一般編）
愛荘町地域防災計画（震災対策編）	町防災計画（震災編）
愛荘町地域防災計画（資料編）	資料編
愛荘町災害対策本部	町本部
愛荘町災害対策本部長	町本部長
滋賀県地域防災計画	県防災計画
滋賀県地域防災計画（一般対策編）	県防災計画（一般編）
滋賀県地域防災計画（震災対策編）	県防災計画（震災編）
滋賀県災害対策本部	県本部
滋賀県災害対策湖東地方本部	県地方本部
滋賀県災害対策本部長	県本部長

また、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部の設置状況により、それぞれ次のように読み替える。

災害対策本部の設置時 （非常時）	災害対策本部の未設置時 （平常時）
町本部 町本部長 町本部△△班 本部員 本部事務局員	愛荘町（くらし安全環境課） 愛荘町長 愛荘町〇〇課 本部員の担当職にある者 本部事務局員の担当職にある者

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第1節 防災関係機関の実施責任

1 愛荘町

町は、町の地域ならびに町民の生命・身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体および地域住民等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 滋賀県

県は、県の地域ならびに県民の生命・身体および財産を災害から保護するため、災害が町域を越えて広域にわたる場合、災害の規模が町で処理することが不相当と認められる場合、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とする場合等に、指定地方行政機関等の関係機関および他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

4 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町および県の防災活動が円滑に実施されるようその業務に協力する。

5 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震発生時には災害応急措置を実施する。また、県、町およびその他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるため、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄等の対策を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するように努める。

町内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案することができる。町は、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 処理すべき事務または業務の大綱

町の地域ならびに町民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災に関係のある各機関の業務大綱を次のとおりとする。

1 愛荘町

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
愛荘町	1 愛荘町防災会議に関する事務 2 防災対策の組織の整備 3 町域における公共的団体および住民の自主防災組織の育成指導 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防、消防、その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 高齢者等避難、避難指示の発令・伝達、避難者の誘導および避難所の開設の指示 11 災害時における交通、輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童・生徒の応急教育等の文教対策 14 災害対策要員の動員、雇上げ 15 被災施設の復旧、被災産業に対する融資等の災害復旧の実施 16 災害ボランティア活動の支援 17 その他、町の所管事務の防災対策に関する こと

2 滋賀県

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
滋賀県 (滋賀県庁) (湖東土木事務所) (彦根保健所)	1 防災会議に関する業務 2 防災対策の組織の整備 3 市町および指定地方行政機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 4 防災施設の整備 5 防災のための知識の普及、教育および訓練 6 防災に必要な資機材の備蓄および整備 7 災害に関する情報の収集、伝達および被害調査 8 水防その他の応急措置 9 被災者の救出、救護等の措置 10 避難の指示および避難所開設の指示 11 災害時における交通規制および輸送の確保 12 災害時における保健衛生についての措置 13 被災児童、生徒等の応急教育 14 災害復旧の実施 15 自衛隊の災害派遣要請 16 災害ボランティア活動の支援

3 滋賀県警察本部

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東近江警察署	1 警備体制の整備 2 情報収集・伝達および被害状況の迅速確実な把握 3 避難誘導、被災者の救出・救助、その他二次災害の防止 4 交通規制の実施および緊急交通路の確保 5 行方不明者の捜索、遺体の検視 6 被災地および避難場所の警戒 7 その他警察本部長が必要と認める活動

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
陸上自衛隊 (今津駐屯部隊)	1 災害派遣計画の作成 2 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5 愛知郡広域行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
愛知郡広域行政組合 水道事務所	1 水道法および地方公営企業法の定めるところによる災害時の水道事業に関すること

6 東近江行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東近江行政組合 消防本部	1 災害時における消防活動 2 災害時における水防活動 3 災害時における消防通信 4 災害に関する伝達 5 災害時における救助活動に関すること 6 予防消防に関すること

7 湖東広域衛生管理組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
し尿処理施設 (豊楠苑) リバースセンター	1 災害時におけるし尿処理に関すること 2 災害時の廃棄物の処理および清掃（可燃ごみ）に関すること

8 彦根愛知犬上広域行政組合

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
彦根愛知犬上広域行政組合 小八木中継基地	1 災害時の廃棄物の処理および清掃（不燃ごみ）に関すること

8 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集および連絡 5 警察通信の運用 6 警察災害派遣隊の運用
近畿財務局 (大津財務事務所)	1 公共土木等被災施設の査定 の立会 2 地方公共団体に対する災害融資 3 災害時における金融機関等の緊急措置の要請 4 国有財産の無償貸付等
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集および提供
近畿農政局 滋賀県拠点 地方参事官室	1 農地および農業用施設等に関する災害復旧事業および災害防止事業の指導ならびに助成 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物、家畜等の防災管理指導および病虫害の防除指導 4 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 5 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け 6 野菜、乳製品等の食料品、飼料および種もみ等の供給対策 7 災害時における主要食料の供給
近畿中国森林管理局 (滋賀森林管理署)	1 国有林野の治山治水事業の実施、施設の整備 2 国有保安林・保安施設等の保全 3 森林火災対策 4 災害応急対策用材(国有林材)の供給 5 国有林野における災害復旧
近畿経済産業局	1 電気・ガスの供給の確保および復旧支援 2 災害対策用物資の調達に関する情報の収集および伝達 3 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 4 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
中部近畿産業保安監督 近畿支部	1 電気工作物(原子力発電用を除く)の保安の確保 2 ガスおよび火薬類施設等の保安の確保 3 鉱山における危害の防止、施設の保全および鉱害防止についての保安の確保
近畿運輸局 (滋賀陸運支局)	1 所管する交通施設および設備の整備についての指導 2 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 3 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 特に必要があると認める場合の輸送命令 6 災害時における交通機関利用者への情報の提供
大阪航空局 (大阪空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
大阪管区気象台 (彦根地方気象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにおよびその成果の収集および発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿総合通信局	1 電波の監理、ならびに有線電気通信の監理 2 非常通信訓練の計画およびその実施指導 3 非常通信協議会の育成・指導 4 防災および災害対策用無線局の開設、整備の指導 5 災害時における重要通信の確保
滋賀労働局 (彦根労働基準監督署)	1 工場、事業場（鉱山関係は除く。）における災害防止のための指導監督 2 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導 3 被災者の労災保険給付に関する対応 4 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防および再就職の促進
近畿地方整備局 (滋賀国道事務所、彦根維持出張所、琵琶湖河川事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 応急復旧資機材の整備および備蓄に関すること 3 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4 直轄河川の洪水予警報および水防警報の発表および伝達に関すること 5 災害時の道路通行禁止と制限および道路交通の確保に関すること 6 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること 7 直轄公共土木施設の復旧に関すること 8 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関すること 9 公共土木被災施設災害の査定
近畿地方環境事務所	1 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援 3 危険動物逸走および家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援
国土地理院近畿地方測量部	1 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握および提供に関すること 2 地殻変動等の把握のための測量等の実施および測量結果の提供に関すること 3 防災地理情報の整備に関すること

9 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東海旅客鉄道㈱ (新幹線鉄道事業本部、関西支社)	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力 3 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力 4 被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話㈱ (滋賀支店) NTTコミュニケーション	1 電気通信施設の整備と防災管理 2 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 3 被災施設の復旧

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
ンズ(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株)	
日本銀行 (京都支店)	1 災害時における現地金融機関に対する緊急措置
日本赤十字社 (滋賀県支部愛荘分 区)	1 医療救護 2 救援物資の備蓄および配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付および配分 5 その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 (大津放送局)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象等予警報、被害状況等の報道 4 避難所への受信機の貸与 5 被災放送施設の復旧 6 社会事業団等による義援金品等の募集配分
中日本高速道路(株) (名古屋支社)	1 名神高速道路等の整備と防災管理 2 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保 3 被災道路施設の復旧
独立行政法人水資源 機構 (琵琶湖開発総合管 理所)	1 琵琶湖開発施設の操作と防災管理 2 被災施設の復旧
独立行政法人国立病 院機構 (近畿ブロック事務 所)	1 国立病院機構に属する病院等の、避難施設等の整備と防災訓練の指導 2 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護 活動の指示、調整
日本通運(株) (彦根支店)	1 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
関西電力(株)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 被災電力施設の復旧
大阪ガス(株) (京滋導管部)	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
日本郵便(株) (大津中央郵便局) (愛知川郵便局) (秦荘・秦荘目加田 郵便局)	1 郵便物の送達の確保 2 郵便物の窓口業務の維持 3 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免 除、被災地あての救助用郵便物の料金免除

10 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
近江鉄道(株) 一般社団法人近江鉄 道線管理機構	1 鉄道施設の整備と防災管理 2 災害時における鉄道車輛、自動車等による救助物資および避難者等の緊急輸送の協力 3 被災鉄道施設の復旧
一般社団法人滋賀県 バス協会 一般社団法人滋賀県 トラック協会	1 災害時における自動車等による救援物資および避難者等の緊急輸送の協力
滋賀県土地改良事業 団体連合会	1 ため池および農業用施設の整備と防災管理 2 農地および農業用施設の被害調査と復旧
一般社団法人滋賀県 医師会（彦根支部） 公益社団法人滋賀県 看護協会 一般社団法人滋賀県 薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力 3 災害時における医薬品等の管理
社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動の支援 2 要配慮者の避難支援への協力
(株)京都放送 びわ湖放送(株)	1 放送施設の保全 2 県民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品の募集配分
一般社団法人滋賀県 エルピーガス協会	1 ガス施設の整備と防災管理 2 災害時におけるガス供給の確保 3 被災施設の復旧
一般社団法人滋賀県 建設業協会	1 災害時における公共土木建築施設の復旧 2 災害時における人命救助および応急仮設住宅の建設・被災住宅の応急修理 3 災害時における土木資機材労力の提供

11 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
東びわこ農業協同組 合	1 共同利用施設の災害応急対策および災害復旧の実施 2 農業関係の県、市町の実施する被害調査、応急対策に対する協力 3 被災農業者に対する融資およびあっせん 4 被災農業者に対する生産資材の確保あっせん
(株)エフエム滋賀 FM ひがしおうみ エフエムひこねコ ミュニティ放送(株)	1 放送施設の保全 2 町民に対する防災知識の普及 3 気象予警報、被害状況等の報道 4 被災放送施設の復旧 5 社会事業団等による義援金品等の募集配分
愛荘町商工会	1 災害時における物価安定についての協力 2 災害救助用および復旧用物資の確保についての協力

機関の名称	処理すべき事項または業務の大綱
高圧ガス・危険物等 関係施設の管理者	1 災害時における危険物等の保全措置およびガス等燃料の供給
新聞社等の報道関係 機関	1 町民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金品等の募集配分
一般社団法人滋賀県 歯科医師会 一般社団法人滋賀県 病院協会	1 災害時における医療救護の実施 2 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力
町内各土地改良区	1 農業用施設の整備と防災管理 2 農業用施設の被害調査と復旧 3 農業用施設管理の予警報の伝達

第3章 町の現況と防災対策の推進方向

第1節 自然的条件

1 位置・面積

本町は、滋賀県の東北部に位置し、湖東平野の平地部に属しており、広ぼうは東西に約13.0km、南北に約6.9km、総面積は、37.97km²である。

	役場の位置		東西	南北	面積
	東経	北緯			
愛知川庁舎	136° 12' 54"	35° 9' 55"	約13.0km	約6.9km	37.97km ²
秦荘庁舎	136° 14' 50"	35° 10' 19"			

方位	地名	経度	緯度
極東	松尾寺1番地4	東経 136° 20' 08"	北緯 35° 08' 37"
極西	川原1061番地	〃 136° 11' 41"	〃 35° 11' 19"
極南	松尾寺1番地4	〃 136° 19' 30"	〃 35° 08' 13"
極北	川原276番地1	〃 136° 12' 29"	〃 35° 11' 45"

2 地勢・地質

本町は、西部をほぼ南北に近江鉄道が縦断しており、これと並行して、JR 東海道新幹線が通過している。周囲の状況は、鈴鹿山系に水源を発する愛知川、宇曽川、岩倉川が流れている。かつて、中山道の宿場町として栄えた旧中山道沿いも、今は都市形態を形成しており、国道 8 号、国道 307 号と合わせ比較的に交通網が発達した町であるが、秦川山麓から西部に向かって広がる洪積丘陵と、河川周辺の平野部は農地など、緑豊かな町でもある。

本町の地質は、西部平野部と東部山間部とで二大別できる。西部平野部は宇曽川等河川の堆積作用により形成された沖積層であり、砂礫層および粘土層よりなり、東部山間部は主として火成岩、いわゆる湖東流紋岩類より形成されている。

3 気象

気象については、気象庁により観測資料がまとめられている。

彦根地方気象台における気象状況の概要・記録等は、次のとおりである。

(1) 気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はないが、県下においては高温域にはいる。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治29年9月の豪雨があげられる。これは停滞前線によるもので、日降水量596.9ミリメートル、月降水量1,018.8ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では全国的にも最大クラスである。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。

しかし、一般的には、年平均降水量1610.0ミリメートルと平均的である。

また、月別降水量は6～7月が多く、9月がこれに次ぐ。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特徴といえる。

<気象概要>

平年値（1991～2020年）

項目	内容
年平均気温	15.0℃
年平均降水量	1610.0mm
年間降雪量	81cm
年平均日照時間	1,863.3時間
年平均風速	3.0m/s

<気象記録>

統計期間（1894年1月～2024年12月）

項目	最大値	年月日
日最大1時間降水量	63.5mm	2001.7.17
日降水量	596.9mm	1896.9.7
月降水量	1,018.8mm	1896.9
日最大風速	31.2m/s	1934.9.21
最大瞬間風速	46.2m/s	2018.9.4
月最深積雪	93cm	1918.1.9

(3) 降雪量

年間降雪量（融けず、また自らの圧力で沈み込まないと仮定した場合の1年間の降雪量）は、81センチメートルとなっている。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西および南東方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

風速は、北西の風は毎秒3～4メートル程度で、南東の風は毎秒1～2メートル程度と、比較して2～3倍に達し、内陸部ながら厳冬期には風は強い。

(5) 雹

昭和 56 年 5 月および令和 6 年 4 月に降雹による農作物等の被害があった。

第2節 社会的条件

1 人口

人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/㎢)	1世帯当たり 人口 (人/世帯)	根拠
18,992	5,774	500.1	3.29	平成12年 国勢調査
19,729	6,198	519.9	3.18	平成17年 国勢調査
20,118	6,761	529.7	2.98	平成22年 国勢調査
20,778	7,209	547.5	2.86	平成27年 国勢調査
20,893	7,841	550.25	2.66	令和2年 国勢調査

注) 平成12年と平成17年の数値は、旧2町(秦荘町、愛知川町)の合算値

2 昼間人口・夜間人口

昼間人口総数	夜間人口総数	昼夜間人口比率	根拠
20,365人	20,778人	98.0%	平成27年 国勢調査

3 土地利用

地目別土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積(㎢)	37.95	15.14	0.84	5.65	0.01	3.60	0.05	0.92	11.74

(平成27年1月1日現在・滋賀県統計書)

4 産業

事業所の概要

区分	事業所数	従業員数	区分	事業所数	従業員数
農林漁業	5	49	不動産業, 物品賃貸業	20	51
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	学術研究, 専門・技術サービス業	15	58
建設業	111	505	宿泊業, 飲食サービス業	62	376
製造業	160	4,717	生活関連サービス業, 娯楽業	53	213
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	教育, 学習支援業	29	376
情報通信業	4	23	医療, 福祉	49	663
運輸業, 郵便業	40	541	複合サービス事業	8	73
卸売業, 小売業	191	1,887	サービス業(他に分類されないもの)	109	438
金融業, 保険業	9	136	公務(他に分類されるものを除く)	8	156
			総数	873	10,262

(平成26年7月1日現在・経済センサス基礎調査)

5 交通

(1) 公共交通機関

町内の公共交通機関は、鉄道（近江鉄道本線）および路線バス（近江鉄道バス・湖国バス）であり、鉄道駅は1駅（近江鉄道愛知川駅）ある。

(2) 道路

幹線となる道路としては、国道は8号、307号、主要地方道は湖東愛知川線、愛知川彦根線、彦根八日市甲西線、一般県道は、小田苅愛知川線、湖東彦根線、雨降野今在家八日市線、目加田湖東線、横溝秦荘線、松尾寺豊郷線、神郷彦根線が走っている。

湖東三山スマートインターチェンジの供用により、広域ネットワークに直接接続することとなる。

第3節 災害履歴および災害の特性

1 地震災害履歴

本町における地震による主な災害履歴は、次のとおりである。

邦暦年月（西暦年月）	事項
明治32年3月（1899年）	7日、強い震動。非住家破損256棟等
明治42年8月（1909年）	14日、姉川地震。燈籠倒れたもの所々あり。
平成7年1月（1995年）	17日、阪神・淡路大震災。彦根地方気象台発表 震度5

2 災害の特性

(1) 本町周辺の活断層の分布および地震調査研究推進本部の長期評価

地震調査研究推進本部は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）および発生確率〕等を評価し、随時公表している。

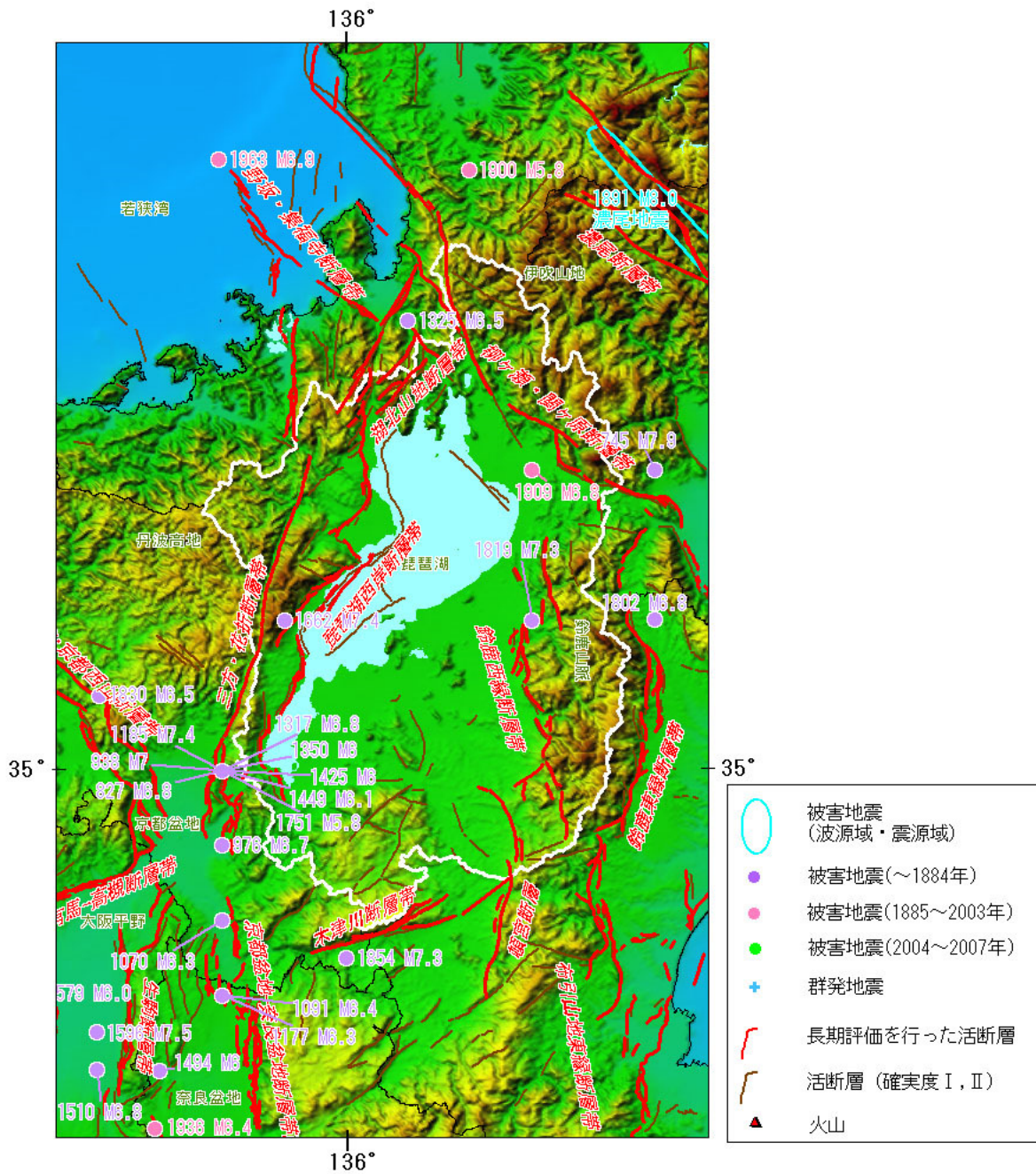
これまで、南海トラフ地震と、滋賀県に関する8つの活断層（琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、木津川断層帯、頓宮断層、鈴鹿西縁断層帯、鈴鹿東縁断層帯、湖北山地断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯）についての評価が公表されている。

南海トラフ地震の長期評価

地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2018年1月1日)			平均発生間隔（上段） 最新発生時期（下段）
		10年 以内	30年 以内	50年 以内	
南海トラフ地震	M8～M9クラス	30%程度	70～80%	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年
					72.0年前

断層帯名 (起震断層/活動区間)	一連区間が 一度に活動 した場合の 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率 (算定基準日:2017年1月1日)				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)
		我が国の主 な活断層に おける 相対的評価	30年以内	50年以内	100年以内	
1 琵琶湖西岸断層帯 (北部)	7.1 程度	Sランク (高い)	1%～3%	2%～5%	4%～10%	約1000年-2800年 約2800年-約2400年前
2 琵琶湖西岸断層帯 (南部)	7.5 程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4500年-6000年 1185年の地震
3 三方・花折断層帯 (花折断層帯/北部)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 1662年の地震
4 三方・花折断層帯 (花折断層帯/中南部)	7.3 程度	Aランク (やや高い)	ほぼ0% ～0.6%	ほぼ0% ～1%	ほぼ0% ～2%	4200年-6500年 2800年前-6世紀
5 木津川断層帯	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約4,000年-25,000年 1854年 伊賀上野地震
6 頓宮断層	7.3 程度	Aランク (やや高い)	1%以下	2%以下	4%以下	約10000年以上 約10000年前-7世紀
7 鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	Aランク (やや高い)	0.08%～ 0.2%	0.1%～ 0.3%	0.3%～ 0.6%	約18000年-36000年 不明
8 鈴鹿東縁断層帯	7.5 程度	Zランク	ほぼ0%～ 0.07%	ほぼ0%～ 0.1%	ほぼ0%～ 0.2%	約6,500年-12,000年 約3,500年前-2,800年前
9 湖北山地断層帯 (北西部)	7.2 程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%～ 0.001%	約3,000年-4,000年 11-14世紀
10 湖北山地断層帯 (南東部)	6.8 程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	概ね7,000年程度 15-17世紀
11 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (主部/南部)	7.6 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約4900年前-15世紀
12 柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (浦底-柳ヶ瀬山断層帯)	7.2 程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 不明

滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧



資料) 地震調査研究推進本部HPより引用

滋賀県周辺の活断層と主な被害地震

(2) 地震被害想定

平成7年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、神戸・阪神地域の都市直下で発生したことから、甚大な被害をもたらした。

滋賀県域には琵琶湖を取り囲むような形で 20 数本の活断層が分布しており、過去にはこれらを震源とする直下型地震が発生している。

このことから、今後の地震防災対策を考える上で直下型地震による被害想定が不可欠であることから、県は平成7年度に兵庫県南部地震の被害データを基に、滋賀県域の直下型地震

による物的・人的被害の予想を行なった。

平成21年8月27日には、国の地震調査研究推進本部（地震調査委員会長期評価部会）から、琵琶湖西岸断層帯の将来活動について、断層帯全体が1つの区間として活動し最大でマグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定され、今後30年以内の地震発生確率が1～3%で「最大値をとると、断層帯北部は我が国の主な活断層の中では、地震発生確率が高いグループに属する」という見解が示されている。県においては、「第1次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査 報告書」（平成16年3月）、「第2次琵琶湖西岸断層帯等による地震被害予測調査 ー地震被害想定ー 報告書」（平成17年4月）をまとめてが、「滋賀県地震被害想定」（平成26年3月）を公表している。

本町を構成する旧2町においては、平成9年3月に防災基礎アセスメント調査をそれぞれ実施しており、大字単位で地震による被害の定性的な把握を行なっている。

以下には、それらの概要を示す。

ア 平成7年度調査の概要

（ア）地震の想定

被害想定の対象とする震源断層は、その活動度や確実度、想定地震規模、地震履歴等から以下に示す5つの断層である。

なお、震源断層の位置は、「新編日本の活断層」等の既往の文献に基づき設定している。

名称	活動度	確実度	長さkm	マグニチュード	備考
比叡断層 （花折ー比叡断層系）	B	I～II	21	7.0	
花折断層 （花折ー比叡断層系）	B	I	34	7.4	
柳ヶ瀬断層	B	I～II	37	7.4	
関ヶ原断層 （柳ヶ瀬ー養老断層系）	A～B	I～II	(25)	(7.2)	姉川地震（1909） M=6.9
百済寺断層 （多賀断層系）	B	I～II	(25)	(7.2)	文政2年（1819）の 地震 M=7.4

注）活動度：平均変位速度 s （m/1000年）A… $S=1\sim10$ 、B… $S=1\sim0.1$ 、C… $S=0.1\sim0.01$

確実度：I…活断層であることが確実なもの、II…推定されるもの

（ ）：兵庫県南部地震と同規模の地震を想定

（イ）被害の想定

各震源断層地震における滋賀県全域と、本町の被害想定結果を次に示す。

（a） 滋賀県全域の地震被害想定数

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
比 叡 断 層 地 震	31,186	35,628	1,027	7,413	143
花 折 断 層 地 震	9,871	30,230	192	1,398	98

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
柳ヶ瀬断層地震	7,746	13,220	181	1,302	42
関ヶ原断層地震	21,963	17,019	728	5,253	79
百済寺断層地震	32,419	38,800	1,011	7,276	148

(b) 本町の被害想定数

想定震源断層地震	全壊戸数	半壊戸数	死者数	負傷者数	出火件数
比叡断層地震	1	46	0	0	1
花折断層地震	1	54	0	0	1
柳ヶ瀬断層地震	1	0	0	0	0
関ヶ原断層地震	6	199	0	0	1
百済寺断層地震	3,584	1,254	78	563	10

イ 平成26年3月調査の概要

(ア) 地震被害想定目的

滋賀県では、平成15・16年に、当時高い発生確率が示された琵琶湖西岸断層帯等による地震について被害想定を行い、地震防災対策の基礎資料としてきた。

東日本大震災の教訓や社会構造の変化を踏まえて「災害対策基本法」が大幅に改正されたところであり、また、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフ地震についても対策の検討が急務となっている。

滋賀県域での地震防災対策の具体的再検討にあたり、前回検討以降の科学的知見や社会状況の変化を反映して被害想定を見直すこととなった。

設定した内陸活断層地震（5つの断層×2ケース）

想定震源断層（帯）	地震の規模（M）	破壊開始点（震源）の位置
琵琶湖西岸断層帯	7.8	Case1: 北部からの断層破壊を仮定
		Case2: 南部からの断層破壊を仮定
花折断層帯	7.4	Case2: 中部南側からの断層破壊を仮定
		Case2: 南部からの断層破壊を仮定
木津川断層帯	7.3	Case2: 東側からの断層破壊を仮定
		Case2: 西側からの断層破壊を仮定
鈴鹿西縁断層帯	7.6	Case2: 南側からの断層破壊を仮定
		Case2: 北側からの断層破壊を仮定
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7.8	Case2: 中部北側からの断層破壊を仮定
		Case2: 南部南側からの断層破壊を仮定

震災対策編
第 1 部 総則

県域の主要被害想定結果

想定地震 ：震源断層	ケース	最大建物被害（棟）			最大人的被害（人）			地震 直後 の停 電率	地震 直後 の断 水率	一週間後 全避難者 ：冬夕方 風速 8m
		全壊	半壊	全焼： 冬夕方 風速 8m	死者 ：冬深 夜	負傷者 ：冬深夜	重傷者： 左記内数			
①琵琶湖西岸 断層帯	case1	27,650	69,584	2,731	1,579	16,267	1,338	58%	44%	200,445
	case2	38,504	83,856	3,818	2,182	21,039	1,742	63%	49%	249,534
②花折断層帯	case2	18,181	53,274	1,655	940	10,380	849	47%	34%	139,894
	case3	11,670	41,531	1,013	591	7,296	592	43%	28%	99,275
③木津川断層帯	case1	5,734	14,540	700	368	3,392	282	26%	10%	42,672
	case3	2,360	10,884	257	132	1,974	158	24%	9%	27,171
④鈴鹿西縁断層帯	case1	11,250	28,293	1,081	640	6,558	540	37%	18%	75,285
	case2	10,804	31,173	1,089	641	7,204	588	40%	21%	81,703
⑤柳ヶ瀬・関ヶ原 断層帯	case1	10,412	24,940	864	597	5,788	479	29%	14%	71,710
	case2	9,803	24,836	796	572	5,741	473	28%	15%	74,640
⑥南海トラフ 巨大地震	基本ケース	2,399	22,183	11	12	1,256	95	81%	40%	30,729
	陸側ケース	11,017	74,084	1,820	474	10,408	816	88%	68%※1	158,550

〔参考 1〕気象庁震度階級関連解説表（一部略記）

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
屋内の状況	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	固定していない重い家具の多くが移動し、転倒するものが多くなる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒し飛ぶことがある。
屋外の状況	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀も破損するものがある。
木造建物	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがさらに多くなる。
鉄筋コンクリート造建物	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂などが生じるものがある。	耐震性の低い建物は、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも壁などに亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が生じ、破壊するものが多くなる。
ライフライン	まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある〕	主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域で水道の供給が停止することがある〕	主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域で水道の供給が停止し、停電することがある〕	水道の排水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域で水道の供給が停止することがある〕	
地盤・斜面	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。		地割れや山崩れなどが生じることがある。	大きな地割れが生じ、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	

〔参考 2〕 積雪の地震被害に対する影響

積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。
以下に、冬期の積雪が著しい地域において、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、1 階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2 階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定な場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される、 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要性が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

第4節 防災対策の推進方向

1 計画の目的

災害から町民および町域にあるすべての生命、身体および財産を守り、その安全を確保する。

2 前提となる認識事項

- (1) 災害は短時間で発生するが、その復旧には長時間と多大な労力・費用を要するものである。
- (2) 災害は、普段、人が見落としがちな死角・弱点を突いてくるものである。
- (3) 災害は、社会的な弱者に、より大きな負担をかけるものである。
- (4) “自分と自分のまちは災害に遭わない”という考えを捨てることが、防災の出発点である。
- (5) “災害から自分達の命とまちは自分達で守る”という自覚が防災の基本である。
- (6) 防災は、防災関係機関および町民の相互協力・助け合いの精神が最も重要である。
- (7) 町民は、普段の活動における“ちょっとした配慮と工夫”が災害時に効果を発揮することを認識する必要がある。
- (8) 行政および関係機関は、まちづくりの計画・事業において、基礎であるべき防災の視点を忘れないことが重要である。
- (9) 行政のみの防災活動には、限界があることを認識する必要がある。

3 災害に強い地域形成

本町における地震災害に強い地域形成は、県防災計画（震災編）に定める次のような方向と整合性を図って推進するものである。

(1) 防災圏の基本的考え方

阪神・淡路大震災においては、地震災害時の「地域における防災力」の重要性が明らかとなった。大規模な地震災害が発生した場合には、同時多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速・的確な対応が困難となる事態が予想される。また、遠隔地の防災機関が現地に到着するまでには多くの時間を必要とする。従って、人命救助において最も重要性の高い初動期においては、「住民」や「企業」などの「地域における防災力」が担うべき役割は大きい。

このため、滋賀県においては、「地域における防災力」と行政・防災関係機関やボランティア等が緊密に連携し、一体となって災害に立ち向かう体制を築くため、県の地域特性を踏まえた防災圏を新たに設定し、圏域毎に必要な防災施策を推進することにより県全域の防災力の強化を図る。

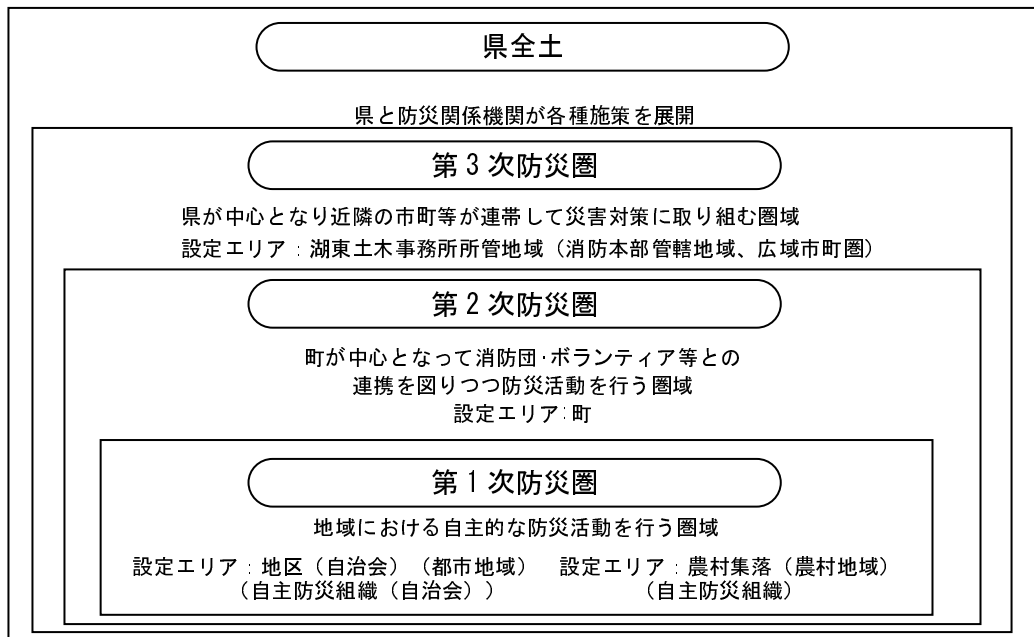
まず、自主防災活動の活動単位となる圏域を「第1次防災圏」として設定し、町はその圏域において自主防災組織の育成と活性化のための各種施策を展開する。

次に、町が中心となって、地域における防災力等との連携を強化し、防災力の向上を図る

圏域として「第2次防災圏」を設定し、地域での防災活動やボランティア活動を支援する各種施策を進める。

さらに、県が市町等を支援する圏域として「第3次防災圏」を設定し、その圏域において地域振興局が中心となって市町や防災機関、その他防災活動に協力する団体等を支援するための各種施策を推進する。

「防災圏設定の考え方」



滋賀県内においては、都市地域と農村地域が併存している。愛荘町においても同様である。

このため、次のような防災上の特性をもつ地域を「都市地域」、「農村地域」と位置づけ、それぞれの特性に合わせた施策の展開を行う。さらにこれらの特性が混在している地域については、その地域特性に合わせた施策を推進する。

「都市地域と農村地域の地域特性（相違点）」

都市地域	農村地域
○地域の繋がりは、町単位（自治会）で成立している。 ○新興住宅地域においては、地域の繋がりが弱く、自主防災体制を構築し難い。 ○旧市街地を中心として老朽木造住宅の密集地もあり、都市災害が深刻化することが想定される。 ○震災時には消火栓が使用不能となることも考えられるため震災時のための消防水利の確保が必要である。	○地域の繋がりは、基本的には農村集落単位である。 ○地域の繋がりは固く、自主防災体制を構築する基盤は十分にある。 ○土砂災害等の危険はあるが、都市のように震災によって災害が大きく拡大することは少ない。 ○消火栓を補完する水利は必要であるが、都市地域に比べて自然水利の活用が可能である。
○消防機関が組合消防体制になっており、数市町を管轄している場合が多い。	

(2) 防災都市・災害に強い農村の形成

地震災害の予防は、地域における自立的な防災活動が重要であることに鑑み、地域の自主的な災害対策を円滑に実施しうる体制の整備を目的として防災圏を設定する（第1次：地区（自治会）、第2次：町、第3次：湖東土木事務所所管地域）。設定された防災圏を基本として防災活動の活性化、併せて都市・農村の防災化を、次のように推進する。

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
第1次防災圏の形成			
○自主防災体制の構築			
	地震が発生した場合、その災害対策の初動時には地域における防災活動が重要である。このため、地域住民や地域の企業によって構成される自主防災組織の活性化が必要である。	町は、地震災害時の地域における災害対策の重要性に鑑み、自治会を基本単位として、地域住民、地域の企業を含めた自主防災組織を育成する。さらに訓練等によってその活性化を図る。	○自主防災組織の育成
○地域における情報収集・伝達体制の構築			
	地震に対する災害対策の初動期においては、情報収集が遅れ、それによって、災害対策の実施が遅れることが考えられる。このため、地域からの情報収集・伝達体制の構築が必要である。	町は、自主防災組織等を活用し、地域の被害・災害等に関する情報が迅速・円滑に町災害対策本部に報告される体制の構築を図る。	○自主防災組織との連絡体制の整備
○自治会館や公園等の防災活動拠点化			
	自主防災組織等が、迅速かつ有効な活動を実施しうるためには平常時から災害対策用資機材などを備蓄し、訓練研修の中心となる防災拠点が必要である。	町は、自治会館や公園等を自主防災活動の活動拠点と位置づけ、防災資機材の備蓄や防災訓練の実施を促進する。	○自治会館等における防災資機材の備蓄の促進 ○自治会館等における防災訓練等の促進
○住民参加による防災の推進			
	都市地域においては、土地地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災基盤形成の推進が必要である。その実現のためには、地域住民のコンセンサスの醸成が欠かせないものである。	町は、防災基盤形成の推進にあたっては、防災まちづくり活動を促進し、地域住民のコンセンサスの醸成を図ることが望ましい。	○防災まちづくり活動の促進
○消防水利の整備			
	地震時においては、水道の途絶により消火栓が使用不能となり、そのために消火活動に支障をきたすことが考えられる。 このため、消火栓を補完する消防水利の整備が必要である。	町は、小中学校のプールを指定水利として活用するほか、河川、用水路、ため池等の自然水利の把握に努め、消防水利として指定する。さらに、耐震性貯水槽を整備する等により消火栓を補完する消防水利の活用体制を構築する。	○耐震性貯水槽の整備 ○自然水利・指定水利の活用体制の構築

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
○老朽木造住宅密集地における防災体制の構築			
	愛荘町内においても一部の地域においては、老朽木造住宅の密集地が存在する。これらの地域においては地震時に大規模火災の発生の恐れがあるため特別な防災体制の構築が必要である。	町は、土地区画整理事業等により、老朽住宅密集地の改良に努めるほか、地域の自主防災組織における初期消火体制の構築等を図る。	○土地区画整理事業等 ○初期消火体制の構築
○避難地、避難路、避難所等の整備			
	住宅等が密集する地域において、地震時の大規模火災から地域住民が安全に避難するために、十分な広さを持つ避難地と安全を確保できる避難路を整備することが必要である。	町は、地震時の延焼火災からの地域住民の安全な避難を図るため、避難路や避難地、避難所等の指定・整備を推進する。	○避難地の指定・整備 ○避難路の指定・整備 ○避難所等の指定・整備
○災害に強い農村づくりの推進			
	農村地域においては、ため池等の人命に関わる被害が発生する可能性のある農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所が存在する。こうした農業施設や危険箇所を地域住民が把握し、平常時から点検し、異常を施設管理者に報告する体制が必要である。	町は、人命に関わる被害が発生する可能性のあるため池等の農業施設や土砂災害危険箇所等が地震発生時にも大きな被害を与えないよう、施設管理者に対し、平常時から点検活動を行い、適切な管理に努めるよう指導する。	○ため池等の農業施設や危険箇所を地域住民が点検通報する体制の構築
第2次防災圏の形成			
○町・事業者・ボランティア等との連携の促進			
	地震時には、行政の対応力だけでは限界がある。このため町は、民間の組織と連携を図りつつ、災害対策を実施し得る体制の構築が必要である。	町は、災害時における各機関の連携の重要性に鑑み消防機関等の防災関係機関、事業者、ボランティア等との間での連携を強化するとともに、各機関の連携による総合的訓練を実施する。	○総合的訓練の実施
○町庁舎の防災拠点化			
	地震時には町庁舎は、町災害対策本部が設置される災害対策の中枢である。 このため、その施設においては地震が発生しても機能が維持される程度の耐震性が必要である。	町は、地震発生時の町庁舎の重要性に鑑み、耐震性の向上を図る。	○町庁舎の耐震性の向上
○救援物資輸送拠点の確保			
	地震時には、町は、被災者の救援のため、避難所に対して救援物資を円滑に配送することが必要である。	町は、地震時の救援物資の配送のため、救援物資の積替・保管・配送拠点を確保するほか、各避難所に対して救援物資を配送する体制を構築する。	○救援物資配送拠点の指定 ○物流業者等との協定の締結

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
○ボランティア活動体制の構築			
	地震時には、災害ボランティアが重要な役割を果たす。このため、ボランティアの活動拠点の確保や、各ボランティア団体間で連絡調整を行うコーディネート能力の育成など、ボランティアの自主的な活動の環境整備が必要である。	町は、災害時のボランティア活動の拠点の確保に努め、平常時から地域のボランティア団体との間で密接な連絡を図る。特に災害時にボランティア活動やその支援の中核的な活動を担うボランティア関係団体に対して災害時に備えて協力要請を行う。	○災害時のボランティア活動拠点の確保 ○ボランティア関係団体に対する協力要請
○地域における防災リーダーの育成			
	地域における災害対策活動の円滑な実施を図るためには、地域において防災活動のリーダーとなる人材を育成することが必要である。	町は、地域において自主防災組織の中心的な役割を果たす人材などの防災リーダーの育成を目指した研修等の実施に努める。	○防災リーダーの研修
○消防団組織の強化			
	地震時には、常備消防だけでは対策を図ることができない。このため地域住民の有志によって構成される消防団組織の強化が必要である。	町は、地震時における消防団組織の重要性に鑑み、消防団員の増強および消防団の設備・機材の強化を図る。	○消防団員の増強 ○消防団の設備・機材の強化
○小中学校の防災拠点化			
	地域の防災活動においては避難所ともなる小中学校が中心的な役割を果たす。このため、小中学校においてあらかじめ災害対策用の機材を備蓄する等、防災拠点化を推進することが必要である。	災害対策活動と被災者の接点となる地域の小中学校において校舎・体育館・プールの耐震化を図るほか、必要な設備等の整備を推進する。	○校舎等の耐震化 ○避難生活用資機材の備蓄（仮設トイレ、飲料水、食料、炊事用品、医薬品、毛布等） ○情報伝達設備の整備
○都市公園の整備			
	地震が発生した場合には、安全な避難所として、また、延焼遮断帯として都市公園は重要な役割を果たす。このため、都市地域において都市公園の整備が必要である。	町（県）は、地震災害時における都市公園の重要性に鑑み、防災圏において都市公園の整備を推進する。さらに、その都市公園において、飲料水兼用耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備を目指す。	○都市公園における耐震性貯水槽の整備 ○都市公園における備蓄倉庫の整備 ○都市公園における放送設備の整備 ○都市公園におけるヘリポートの整備 ○池、井戸等の整備
○防災都市の形成			
	都市地域においては、土地区画整理事業の推進、延焼遮断帯の整備などによる防災都市の形成が必要である。その実現のためには町が防災都市の形成を推進すること	町は、町の地域特性や地域の問題点に応じて、土地区画整理事業等による老朽木造住宅密集地の改良や緑地帯・都市計画道路等の延焼遮断帯の整備、都市公園等のオ	○老朽木造住宅密集地の改良 ○延焼遮断帯の整備 ○オープンスペースの確保

項目	災害に強い地域づくりの課題	施策展開の基本方向	左の主な内容
	が必要である。	オープンスペースの確保等、防災都市の形成を推進する。	
○災害に強い農村基盤の形成			
	地震が発生した場合には、ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等で被害が発生し農業や住民の生活に支障をきたすことが考えられる。特にため池等の被害は人命に関わる災害に発展することもある。ため池等の農業施設や急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を強化し災害予防に努める必要がある。	町は、地域特性や地域の問題点に応じて被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設を中心とした防災対策の実施や地すべりおよび急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策を県との連携を図りながら推進する。	○被害が人命に関わる可能性があるため池等の農業施設の防災対策 ○急傾斜地崩壊危険箇所等の防災対策 ○地すべり区域の防災対策
第 3 次防災圏の形成			
○湖東土木事務所を中心として市町と消防本部を含む体制強化			
○県地方機関の防災拠点化			
○広域防災活動拠点の確保			
○災害拠点病院の指定・整備			
○災害時緊急物資の備蓄			